

令和8年 第2回選挙管理委員会会議録（要旨）

日時 — 令和8年2月20日（金） 午後2時00分～午後2時30分
場所 — 高層館12階 選挙管理委員会室
出席者 — （委員）大毛委員長、裏山委員長代理、池西委員、西委員
（事務局）小須田事務局長、新家事務局次長、花岡主幹、清瀬係長、
菊川係長、山口副主査、澤埜事務職員

（大毛委員長）

それでは、ただいまより第2回選挙管理委員会を開会します。本日の案件は4つになります。案件1は、堺市選挙関係事務執行規程の一部改正についてです。案件2は選挙人名簿の選挙時登録についての報告です。案件3は、衆議院議員総選挙及び大阪府知事選挙の結果についての報告です。案件4はその他となっております。それでは、案件1の報告をお願いします。

（澤埜事務職員）

案件1、議案第1号、堺市選挙関係事務執行規程の一部改正についてご説明いたします。

資料1ページをご覧ください。

選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の額の基準を定める公職選挙法施行令について、最近の物価変動等を考慮し、支給できる実費弁償等の最高額を引き上げる改正が行われました。また、航空賃について、実費弁償の費目として追記する改正も行われました。本市としましても、市長選挙及び市議選挙における実費弁償及び報酬の支給できる最高額を、当該基準に定める最高額と同額に引き上げる改正を行います。

1番の改正の趣旨について、公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、本市の市議会議員及び市長の選挙における選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の最高額等の見直しを行うこととし、所要の改正を行うものです。

2番の施行期日については、公布の日になります。

資料2ページをご覧ください。こちらは、規程改正の改め文になります。

資料3ページをご覧ください。こちらからは、改正内容についての新旧対照表になります。

第50条について、選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対して支給することができる実費弁償及び報酬の最高額を引き上げるものです。

第1項第1号、選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の

額についてです。

ア、イは鉄道賃と船賃について定められていますが、こちらは改正はありません。

ウに、航空賃について追記します。

改正後のエは車賃について定められていますが、こちらは改正はありません。

改正後のオの宿泊料について、現行では1夜につき12,000円ですが、23,000円に引き上げます。

改正後のカの弁当料について、現行では1食につき1,000円、1日につき3,000円ですが、それぞれ1,500円、4,500円に引き上げます。

改正後のキの茶菓料について、現行では1日につき500円ですが、1,000円に引き上げます。

第1項第3号、選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額についてです。

鉄道賃、船賃、航空賃、車賃は、それぞれ実費弁償と同額となります。

資料4ページをご覧ください。

食事を除く宿泊料について、現行では1夜につき10,000円としておりましたが、20,000円に引き上げます。

第2項についてですが、選挙運動のために使用する事務員に支給できる報酬について、現行では10,000円としておりましたが、15,000円に引き上げます。

また、選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に支給できる報酬について、現行では15,000円としておりましたが、20,000円に引き上げます。

実費弁償及び報酬の引き上げについては以上となります。

資料5ページの様式第16号の改正は、ポスター掲示場に関するものですが、備考の説明の書き方について分かりにくかったため、表現を改める規定整備となります。

案件1、議案第1号についての説明は以上です。

この内容にて、改正することとしてよろしいか、ご審議をお願いします。

(大毛委員長)

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件1の報告については了といたします。

次に、案件 2 の報告をお願いいたします。

(菊川係長)

それでは、案件 2 について報告させていただきます。

令和 8 年 1 月 21 日基準日における「選挙人名簿の選挙時登録」の件でございます。

7 ページをご覧ください。1 の右欄囲みにありますように、今回の登録者数は 4,885 人で、内訳としてその下の囲みの 18 歳到達者が 1,375 人、さらにその下の囲みの転入者が 3,510 人でございます。結果として 2 の登録者の総数は、676,135 人でございます。

8 ページをご覧ください。区ごとの選挙人名簿登録者数を示しています。その表の左下太枠部分の 676,359 人が令和 7 年 12 月 1 日の登録者総数で、右端太枠部分が先ほど申しました 1 月 21 日基準日の差引登録者総数 676,135 人ですので、今回 224 人、減少しています。

在外選挙人名簿の登録者数については、後ほど、衆議院選挙の基準日（1 月 26 日）における登録者数をご報告いたします。

9 ページから 12 ページに、「区ごと・投票区別の一覧表」を掲載しています。

続きまして、13 ページですが、この表は、「各区投票区の状況」を登録者の規模別に分類したものでございます。

表の下に記載している最小 758 人とあるのは美原区第 11 投票区 丹上公民館で、最多の 12,308 人とあるのは中区第 8 投票区 東百舌鳥小学校でございます。

14 ページでございますが、知事選挙の選挙時登録であります 1 月 21 日基準日の登録者総数に基づく、告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 の数は、13,523 人でございます。

次に市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す 6 分の 1 の数は、112,690 人でございます。

最終行の議会解散・市長等役員の解職に係る請求の必要数ですが、179,356 人でございます。

最後に、15 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しています。

続きまして、令和 8 年 1 月 26 日基準日における「選挙人名簿の選挙時登録」の件でございます。

16 ページをご覧ください。1 の右欄囲みにありますように今回の登録者数は 140 人で、内訳としてその下の囲みの 18 歳到達者が 0 人、更にその下の囲みの転入者が 140 人でございます。結果として 2 の登録者の総数は、675,817 人でございます。

17 ページをご覧ください。上の表は、各区ごとの選挙人名簿登録者数を示しています。

その表の左下太枠部分の 676,135 人が令和 8 年 1 月 21 日の登録者総数で、右端太枠部分が先ほど申しました 1 月 26 日基準日の差引登録者総数 675,817 人ですので、

今回 318 人、減少しています。

下の表は、各区ごとの在外選挙人名簿の登録者数でございます。左下太枠部分の 390 人が令和 8 年 1 月 21 日の登録者総数で、右端太枠部分が 1 月 26 日基準日の差引登録者総数 391 人ですので、今回 1 人増加しています。

18 ページから 21 ページに、「区ごと・投票区別の一覧表」を掲載しています。

続きまして、22 ページですが、この表は、「各区投票区の状況」を登録者の規模別に分類したものでございます。

表の下に記載している最小 758 人とあるのは美原区第 11 投票区 丹上公民館で、最多の 12,305 人とあるのは中区第 8 投票区 東百舌鳥小学校でございます。

23 ページでございますが、1 月 26 日基準日の登録者総数に基づく、告示でございます。

条例制定改廃直接請求の必要数を示す 50 分の 1 の数は、13,517 人でございます。

次に市町村合併協議会設置協議を求める投票の請求の必要数を示す 6 分の 1 の数は、112,636 人でございます。

最終行の議会解散・市長等役員の解職に係る請求の必要数ですが、179,303 人でございます。

最後に、24 ページの告示でございますが、議員・区選管委員の解職請求の必要数で、各区の登録者数の 3 分の 1 の数を示しています。

報告は以上です。

(大毛委員長)

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件 2 の報告については了といたします。

次に、案件 3 の報告をお願いいたします。

(菊川係長)

案件 3 についてご説明させていただきます。

衆議院議員総選挙等の結果についてのご報告でございます。お手元資料の 25 ページから 28 ページに、小選挙区・比例代表・最高裁判所裁判官国民審査・大阪府知事選挙の投票状況一覧表を掲載しております。

堺市全体の投票率は、54.65%であり、前回の 52.11%と比較いたしますと 2.54 ポイントのプラスとなります。また、29 ページから 35 ページに、各区の投票所別の投

票率等を掲載しております。

続きまして、36 ページに、小選挙区の第 15 区美原区開票区分を掲載しております。当選は、浦野候補（維新）であり、比例復活で島田候補（自民）も当選されております。

続きまして 37 ページ、小選挙区の第 16 区です。葉田候補、黒田候補、森山候補、池上候補の 4 名でございまして、黒田候補が 73,063 票、森山候補が 47,844 票、葉田候補が 36,006 票、池上候補が 20,249 票でございました。黒田候補が当選となりました。

続きまして、38 ページ 小選挙区の第 17 区です。井上候補、東本候補、信貴候補、馬場候補の 4 名でございまして、馬場候補が 78,362 票、信貴候補が 42,715 票、東本候補が 20,464 票、井上候補が 18,380 票でございました。馬場候補が当選となりました。

続いて 39 ページについては「比例代表分の開票速報」を行政区毎で得票数をまとめて記載しております。40 ページは国民審査の結果を表示しております。

最後のページは、大阪府知事選挙です。吉村候補、納藤候補、大西候補の 3 名でございまして、吉村候補が 273,481 票、大西候補が 42,759 票、納藤候補が 13,476 票でございました。吉村候補が当選されております。

報告は以上です。

(大毛委員長)

ただいま報告をいただきましたが、質問はございませんか。

(裏山委員長代理)

今回の選挙の執行において、課題や問題点はありますか。

(新家事務局次長)

各区からの事務状況を集約して、後日ご報告させていただくかと思っております。

(西委員)

前回の選挙から改善し、開票をこれだけスピーディーに行えたのはよいことですね。

(大毛委員長)

他にございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは案件3の報告については了といたします。

次に、その他の案件、何かご意見等ございましたら、よろしくお願いします。

(西委員)

市職員とアルバイトが従事するのでは、どちらの方が費用対効果が高いのですか。

(池西委員)

値段の関係でいうと、アルバイトを雇う方が安くつくかもしれませんが、開票事務は厳正が求められる仕事ですから、大変ですが、市職員の皆さんに中立的な立場から厳正にやってもらいたいと思います。その辺を期待すると、おのずとそういう形になると思います。ただ、あまりにも長時間になると、次の日の勤務に差し支えます。短時間にできるだけスムーズに終わるような工夫というのは、これからも求めていかなければならないと思います。

(新家次長)

急な解散、なおかつ知事も辞職され選挙となりましたので、我々としては正確に執行することを最優先でさせていただきました。投票所の環境など、様々な課題はありますが、他局に働きかけながら進めていきます。

(大毛委員長)

私から3点ほど共有しておきたいなと思います。

1 つめは、知事選挙において、選挙権のない人に投票用紙を発行してしまった南区の問題。他の市で既にその問題が起きて、その翌日に南区で同じ問題が起きました。これは、ごく単純なミスです。

大阪府の有権者でないのに、最初の受付の人が見落とし、そのことによって知事選挙の投票用紙が渡されて投票されたということが起こりました。これは非常に残念に思います。

技術のレベルの高いパソコンは音が出ます。だから視覚だけではなく、聴覚にも訴えてほしいと思います。ピッと音が鳴ったら、おかしいなということを感じることができるので、そのように工夫されたらいいなと思います。

機械に置き換えられるところは置き換える。そういうことも1つ提案しておきたいと思います。

2 つめは、ポスターの掲示場についてです。堺市と東大阪市は違う設置方法で

した。

堺市は支える柱を4本うっています。東大阪市は2本の柱です。

物理的に考えると、2本の方が、はるかに安い。安くしようという気があるのであれば、絶対に東大阪市のやり方を提案したいなと思います。

設置業者に苦勞させて、余計な材料を使う必要はないかなというような気がしました。

少し見方を変えてみたら、まだ無駄がある部分がたくさんあると思います。決して今のやり方が悪いというわけではなく、市民から聞かれた時にアピールできるようなことも考えていかなければなりません。

3つめは、期日前投票の待ち時間がかなり長くなり、市民からクレームがきたのではないかと思います。慣習になっている入場整理券が届かなければ皆行かないということです。

入場整理券の到着を待っていた人達が一度に行ったので、最初私が見た時に堺区の期日前投票所は40分から45分の待ち時間、次に行った時には約1時間になっていました。

期日前投票ができることで、選挙期間中の全日が投票日に変わってきつつあります。ただ、公職選挙法上、投票日当日に投票することが原則です。

昔であれば、投票日当日は仕事でこの居住地におりませんので期日前投票させてください、というような特別な事情がある人だけが、期日前投票に行っていました。

これからも、期日前投票をする方がもっと増えてくると思います。選挙管理委員会としてどうあるべきかということを経験からの提案として、何か働きかけてほしいと思います。

投票率を上げることと、たくさんの費用をかけ、たくさんの時間をかけてすることを、これからの選挙管理委員会としてどう提案して行くかということもしっかり考え、また、安くできる方法を一緒に時間をかけて考えていってほしいなと思います。

(大毛委員長)

他に質問はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(大毛委員長)

それでは、その他の案件について了といたします。

これもちまして、第2回選挙管理委員会を閉会いたします。